

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

未利用農産品資源を活かした新たな『みとよ』ブランドの創出プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

三豊市

3 地域再生計画の区域

三豊市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市は、第1次産業の中でも農業が盛んである一方で、農業者の高齢化や後継者不足による、耕作放棄地の増加や農業従事者数の減少などの問題を抱えている。これらの問題を解消し、農業収入の向上に繋げ魅力ある農業を取り戻すため、地域にある未利用農産品資源（竹、オリーブの剪定枝葉、耕作放棄茶）の利活用に向けた取組みが必要である。そのためには、官民協力、地域間連携及び政策間連携により事業展開を行う体制を構築させるとともに、未利用農産品資源の高度利用技術の確立と商品開発を実現させることが課題である。また、本事業を自立性・持続性の高い事業とするため、供給側と製造側との情報共有の場（未利用農産品資源集積基地）を整備し、未利用農産品資源をカスケード利用することにより、原料の安定供給と低コスト化を図ることが課題である。

4-2 地方創生として目指す将来像

本市は、平成25年6月にバイオマス産業都市の選定を受け、地域の自然的・経済的な特性や、市内に賦存する多様な未利用バイオマス資源等を最大限に活用し、効率的で、発展性のある「バイオマス産業都市 みとよ」の確立

を目指している。主要作物としてタケノコ、オリーブ、茶などが挙げられるが、タケノコは輸入物の増加により価格低迷し放置竹林の増加が問題となっている。また、近年オリーブ生産が拡大している中で剪定枝葉を廃棄物として処理している問題や農業者の高齢化及び後継者不足により、茶畑の耕作放棄地が拡大していることも危惧されている。そのため、これらを未利用農産品資源として位置づけ、その発生から利用までを効率的なプロセスで結ぶことにより、地域の未利用農産品資源を活用し、持続的に発展する「みとよ型未利用農産品資源産業」の実現を目指す。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
未利用農産品資源の利活用に関与する供給・製造従事人員数(人)	0	3	5	2
未利用農産品資源の生産に係わる農業者数(人)	4	2	3	6
未利用農産品の利活用に関連する売上高(円)	0	0	0	10,000,000

	KPI増加分の累計
未利用農産品資源の利活用に関与する供給・製造従事人員数(人)	10
未利用農産品資源の生産に係わる農業者数(人)	11

未利用農産品の利 活用に関連する売 上高（円）	10,000,000
-------------------------------	------------

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

竹、オリーブの剪定枝葉、耕作放棄茶の未利用農産品資源を利活用した新たな『みとよ』ブランドを創出し、魅力ある農業を取り戻すことで、地域農業の活性化を図り、ひいては地域産業における雇用の創出と経済効果の波及を目指す。そのため、未利用農産品資源の機能性評価と商品の用途開発を行うとともに、供給方法・加工技術の確立と販路の開拓を行う。続いて、民間事業者の資金力と技術力を活かし、実機レベルでの商品の製造を行い、販売を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

三豊市

② 事業の名称：未利用農産品資源を活かした新たな『みとよ』ブランド製品の創出

③ 事業の内容

本事業では、オリーブの剪定枝葉、耕作放棄茶の素材特性に着目し、秘めたる有用成分を効率的に利用するための技術確立と商品開発を目指し、植物体に含まれる水分を均一かつ効率的に加熱・蒸留することができる「減圧式マイクロ波水蒸気蒸留装置」を用いて、耕作放棄茶とオリーブの剪定枝葉から抽出した抽出液の機能性評価と商品の用途開発を行う。また、乾燥した状態で得られる利用価値の高い抽出残渣は、地元企業が持つ技術を活用した高機能性商品（ボード、フィルム、堆肥等）を製造し、カスケード利用を目指す。また、竹資源については全国に先駆けて高度利用技術の研究と商品開発を進めており、竹有効利用サ

ンプル（リグニン、セルロース等）を製造し、機能性の研究を実施することにより、更なる事業効果の拡大を目指す。また、未利用農産品資源を利活用する上で重要な部分である供給方法・加工技術（伐採・収集及び運搬方法、粉碎方法）の検証等を行い、安定供給と低コスト化を図るとともに、地元・県外企業や大学・公的機関等と連携してマーケティングとブランディングを行い、販路開拓をすることにより、本事業の実現性を高める。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

供給側と製造側との情報共有の場（未利用農産品資源集積基地）を整備し、資源の供給方法・加工技術を確立させるとともに、未利用農産品資源の特性である天然素材をカスケード利用した高機能性商品を開発することにより、原料の安定供給と低コスト化を行い、自立性・持続性のある事業とする。

【官民協働】

地域の抱える課題に対して、豊富な未利用農産品資源と民間の持つ技術力と資金力を最大限活用するとともに、官の持つ調整力により、農業団体・学術機関・民間企業とのコンソーシアム体制を整備し、効率的かつ自立性のある事業展開を行い課題解決に繋げる。また、官が農業団体・学術機関・民間企業等に供給業務及び研究・商品開発業務を委託することにより、地域経済の活性化に繋げる。

【政策間連携】

農業振興課・産業振興政課・環境衛生課と情報共有を行い、未利用農産品資源の供給体制の確立と商品開発の実現させることにより、農業の抱えている耕作放棄地の増加や農業従事者の減少などの課題解決、地域産業における雇用の創出及び環境負荷の低減に繋げるため、政策間連携を図る。

【地域間連携】

香川県及び関係町とお茶、オリーブの研究成果等について情報共有を行うことにより、事業の効率性と実現性を高めるため連携を図る。

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月**【数値目標】**

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	KPI増加分の 累計
未利用農産品資源 の利活用に関与す る供給・製造従事人 員数(人)	0	3	5	8
未利用農産品資源 の生産に係わる農 業者数(人)	4	2	3	5
未利用農産品の利 活用に関連する売 上高(円)	0	0	0	0

⑥ 評価の方法、時期及び体制**【検証方法】**

『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議』及び『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会』において進捗、実績報告などを総合的に検証する。

【外部組織の参画者】

『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議』

構成メンバー：市職員（各部局代表者）

『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会』

構成メンバー：行政関係者、経済関係団体の者、金融機関関係者、市民組織の代表、地域代表、市民より公募のあった者、及びその他市長が認めた者

【検証結果の公表の方法】

市の広報又はホームページなどにより公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 16,314千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日（2ヵ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

- (1) 未利用農産品資源を活かした『みとよ』ブランド製品の製造事業

事業概要：未利用農産品資源を利活用した新たな『みとよ』ブランドを創出するため、民間事業者の資金力と技術力を活かし、実機レベルでの商品の製造を行い、販売を目指す。

実施主体：民間事業者

事業期間：平成31年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

【検証方法】

『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議』及び
『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会』において進
捗、実績報告などを総合的に検証する。

【外部組織の参画者】

『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議』
構成メンバー：市職員（各部局代表者）

『三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会』
構成メンバー：行政関係者、経済関係団体の者、金融機関関係者、
市民組織の代表、地域代表、市民より公募のあった者、及びそ
の他市長が認めた者

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
未利用農産品資源 の利活用に関与す る供給・製造従事人 員数(人)	0	3	5	2
未利用農産品資源 の生産に係わる農 業者数(人)	4	2	3	6
未利用農産品の利 活用に関連する売 上高(円)	0	0	0	10,000,000

	KPI増加分の累計
未利用農産品資源の利活用に関与する供給・製造従事人員数（人）	10
未利用農産品資源の生産に係わる農業者数（人）	11
未利用農産品の利活用に関連する売上高（円）	10,000,000

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

市の広報又はホームページなどにより公表する。